

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

- 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第六条に規定する業務を行う者の名称の変更 (自然保護課) ー
- 廃棄物が地下にある土地の指定 (廃棄物対策課) ー
- 昭和三十五年宮城県告示第三百四十五号(海岸保全区域の指定)の一部改正 (農村整備課) ー
- 昭和三十九年宮城県告示第三百五十七号(海岸保全区域の指定)の一部改正 () 二
- 昭和五十年宮城県告示第六百五十七号(海岸保全区域の指定)の一部改正 () 四

告 示

○宮城県告示第五百十号
緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(平成七年法律第八十八号)第五条第三項の規定により社団法人宮城県緑化推進委員会から次のとおり名称を変更する旨届出があった。
平成二十五年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後	変更前	区分	名称	変更年月日
公益社団法人宮城県緑化推進委員会	社団法人宮城県緑化推進委員会			平成二十五年一月四日

○宮城県告示第五百十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定める区域を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十五年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指定区域	埋立地の種類
気仙沼市唐桑町西舞根百五十六番十四の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第三号に掲げる埋立地であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十二条の三十一第一号に掲げるもの

○宮城県告示第五百十二号

昭和三十五年宮城県告示第三百四十五号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。
平成二十五年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県仙台湾沿岸鳴瀬海岸宮戸地区海岸蛤浜地先海岸に係る表を次のように改める。

宮城県仙台湾沿岸	鳴瀬海岸	宮戸地区海岸	蛤浜地先海岸
基点A点 東松島市宮戸字蛤浜一番地の二の北緯三八度二〇分一三秒二九八四東経一四四度〇八分〇二秒三三三三四の地点	基点B点 東松島市宮戸字洞前三十九番地の北緯三八度二〇分〇九秒五三九東経一四四度〇七分五九秒三二六一の地点	基点A点 東松島市宮戸字洞前三十九番地の北緯三八度二〇分〇九秒五三九東経一四四度〇七分五九秒三二六一の地点	基点A点 東松島市宮戸字洞前三十九番地の北緯三八度二〇分〇九秒五三九東経一四四度〇七分五九秒三二六一の地点

た
区
域